

■現在の取組状況

- 環境省の指針を参考に判定しており、独自に定めた基準等はない
- 特定既存単独処理浄化槽を抽出した指導は実施していない
⇒法定検査で不適正と判断された浄化槽に対して立入検査（必要に応じて水質検査）
特定既存単独処理浄化槽に該当する浄化槽があれば、指針を参考に判定

◎指定検査機関との連携（R5～）

特定既存単独処理浄化槽のおそれがある浄化槽を明確にして、県へ検査結果を報告

【対象】

不適正判定の単独処理浄化槽のうち、
漏水、破損等により大規模な修繕や交換を要する浄化槽

【対応】

<法定検査時>

- ・該当箇所の写真を撮影

<報告時>

- ・結果リストに「単独難あり」の列を新設
- ・該当する場合は○を付け、写真を添付

検査番号	実施日	検査員	種別	判定	…	単独難あり	県立入要請
2024xxxxxxxx1	2024/02/20	長野 太郎	11条	ウ	…	○	有

特定既存単独処理浄化槽の措置②

■ 取組みを進めるに当たっての課題

- 指針に記載されている判定根拠が不明確、また扱いづらい
(例) 周辺環境への影響
 - ・ 浄化槽設置場所周辺において、著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。
⇒ 周辺とは、どの程度の範囲を指すのか
- 判定の有無によらず、改善に関して行政指導するのは共通
判定によって、「除却」の措置が可能ではあるが、取りうる手段が変わらない。
- 専門職員がおらず、また、職員が減少する中、別に立入をして判定することが難しい

■ 課題を踏まえた、国などへの要望

- 法定結果の結果のみで、自動的に判定が可能な指針とする。
(例) 漏水が確認されたものは全て特定既存単独処理と判定
- 将来的に単独処理浄化槽の使用禁止を見据えたロードマップが必要と考える。
- 判定、除却の指示があった浄化槽の転換への上乗せ補助等の措置

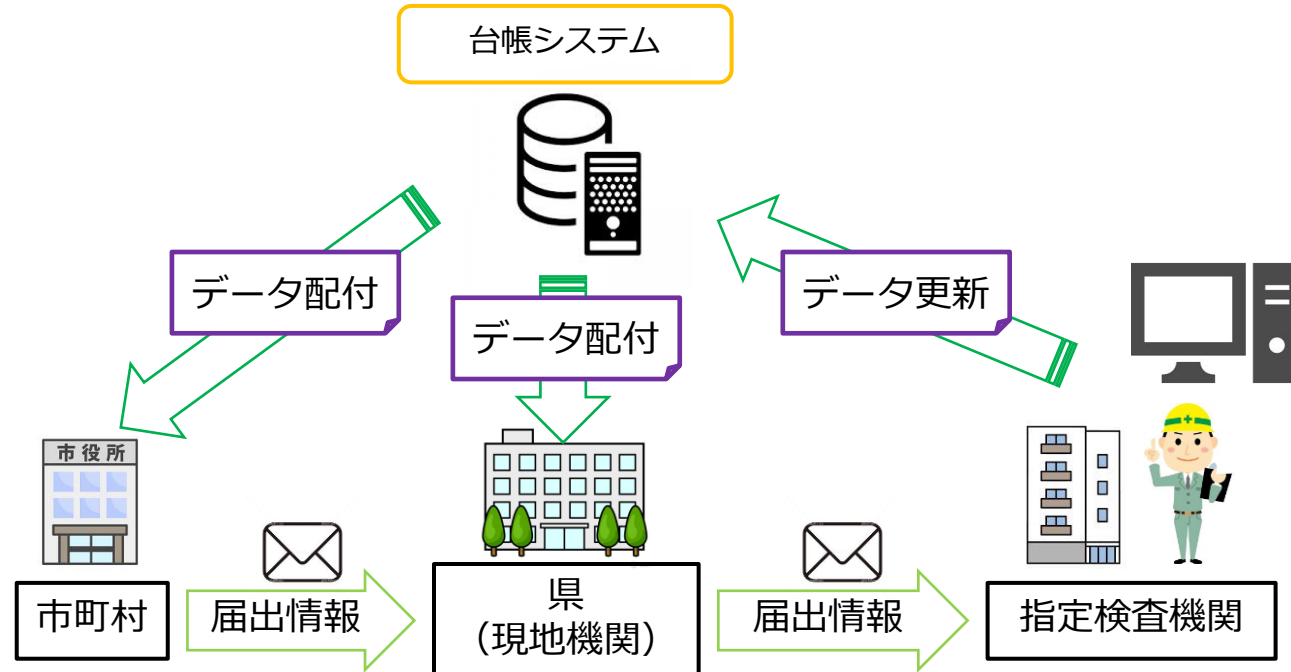
浄化槽台帳の整備・関係者からの情報収集①

【前提】

市町村への権限移譲は届出事務（設置、管理者変更、休止、廃止等）のみであり、維持管理指導や台帳作成は権限移譲していない

■現在の取組状況－浄化槽台帳の整備

- 環境省版浄化槽台帳システムを使用（カスタマイズなし）
- 情報更新・管理は指定検査機関へ業務委託（保健所設置市分を含む）
 - ✓ 届出情報は権限移譲している市町村から、県現地機関を経由して指定検査機関へ
 - ✓ 法定検査情報は指定検査機関が自ら入力
- オフライン運用（届出情報は月1でメール等で送付 ※csvファイルではない）



浄化槽台帳の整備・関係者からの情報収集②

■現在の取組状況－関係者からの情報収集

- 保守点検、清掃業者から直接的に情報を収集していない
- 維持管理情報については、法定検査で確認する内容のみ

【維持管理実施率調査】

- 法定検査で把握した情報では不十分であるため、別に調査を実施
法定検査時に書類が確認できない場合がある（不在時に書類が確認できない等）
そのため、法定検査情報のみで集計すると、実態と乖離すると考えられる
- 保守点検・清掃ともに県から業者に対して照会
 - ・複数市町村を営業範囲とする業者がいるため、県で一括して照会
 - ・保健所設置市分も含む

〈対象〉保守点検業者 約230者、 清掃業者 約80者

〈項目〉市町村、単独／合併 別の実施基数

令和4年度浄化槽維持管理状況(保守点検) 調査票					
市町村	実施数[基]		市町村	実施数[基]	
	単独	合併		単独	合併
長野市			松川町		
松本市			高森町		
上田市			阿南町		

浄化槽台帳の整備・関係者からの情報収集③

■ 取組みを進めるに当たっての課題

【台帳整備】

- ネットワーク構築や維持管理費用の不足

【関係者からの情報収集】

- 紙媒体で保存されている記録票の電子化
- 提出した情報の利用方法等に理解を示してもらえない
(提出しなければならない根拠、個人情報の取扱い)

※維持管理情報を集約するだけでは、適正な管理は確保できない。

法定検査の受検状況に加え、保守点検・清掃を含めた維持管理情報を整理したうえで、必要な指導や啓発を展開して、改善を図る手順を構築すべき

■ 課題を踏まえた、国などへの要望

- 共通システムの整備（台帳のみならず、維持管理業者からの情報収集も）
 - 情報収集の根拠の明確化等
 - ・ 個人情報保護法の改正に伴う、情報提供等の整理
 - ・ 報告の義務化
- 例）管理者および保守点検業者、清掃業者は維持管理の実施結果を都道府県知事等に報告しなければならない